

国民健康保険

交通事故で役場へ届け出？

●第三者行為とは

第三者（自分以外の人）の行為が原因で、治療を受けることになった場合を指します。

【例】交通事故（自転車事故を含む）で、けがをしたとき。暴力行為などでけがをさせられたとき。など

●なぜ届け出が必要になるの？

本来、第三者行為によりけがをしたときの治療費は、加害者が負担すべきものです。しかし、いろいろな事情ですぐに治療費を払ってもらえない場合などには、被害者救済の観点から、届け出をいただくことで、一旦は健康保険が立て替えられるようになっていきます。

またこの届け出により、健康保険から加害者（または自動車保険など）に対し、健康保険が立て替えた治療費を請求することが可能になります。

医療費の適正化にもつながりますので、みなさまのご協力をお願いします。

●届け出に必要なもの／被保険者証・印鑑（認印）・来庁者の本人

確認書類（免許証など）・交通事故証明書（※交通事故のみ）

●注意

次の場合、保険証が使えない場合があります。

- ・すでに加害者から治療費を受け取っている（示談が成立している）。
- ・仕事中や通勤中のけが（労働災害保険の対象）。
- ・自身の飲酒運転や無免許運転による法令違反の事故。
- ・後期高齢者医療保険にご加入の皆さまも、同様の届け出が必要です。

申問 吉備庁舎住民課

保険の切り替え手続きはお忘れでないですか？

●職場の健康保険をやめたとき・家族

の健康保険の扶養から外れたとき
職場の健康保険をやめて、新しい職場の健康保険などに加入されるまでの期間は、国民健康保険への加入手続きが必要です。

○申請に必要なもの

- ・健康保険資格喪失証明書
- ・健康保険資格喪失証明書は会社または健康保険組合でもらってください。また、できれば会社の電話番号

を控えて、お持ちください。

- ・世帯主の印鑑（認印）
- ・来庁者の本人確認書類（免許証など）

●職場の健康保険に加入したとき・家族の健康保険の扶養に入ったとき

現在、国民健康保険に加入されている方で、他の保険（職場の健康保険など）に加入された場合は、必ず届け出をしてください。

○申請に必要なもの

- ・新しい保険証（職場の保険証など）
- ・国民健康保険証（返却してください）
- ・印鑑（認印）
- ・来庁者の本人確認書類（免許証など）

※来庁者が同一世帯員でない場合は、委任状が必要です。

※各種届け出の際、マイナンバーの記入が必要となる場合があります。お越しの際はマイナンバーカード（通知カード）をご持参ください。

問 吉備庁舎住民課